

## OZEH・ZEH-M定義の見直し(案)に関する御意見一覧

番号	資料でのページ	項目	御意見	御意見に対する考え方
1	P3	2)GX ZEHシリーズの判断基準(定量的な定義)	「外皮性能は、断熱等性能等級6の基準を満たす」と記載されている箇所において求められているのは、「断熱性能」に関する基準であり、「防露性能」については、現行定義と同様に「防露性能の確保等の留意事項」を満たすことで問題ないとの理解でよいか。	ご意見の理解の通り。
2	P4	3)設備要件 ○高度エネルギーマネジメント	戸建住宅のGX ZEH Orientedにおいては太陽光発電設備等の設置は不要だが、エネルギー計測装置(HEMS)の設置は必須との理解で問題ないか。	ご意見の通り、戸建住宅のGX ZEH Orientedにおいては太陽光発電設備等の設置は不要だが、HEMSの設置は必須という理解で相違ない。
3	P4	3)設備要件 ○高度エネルギーマネジメント	HEMSにより冷暖房設備を制御することが条件となっているが、冷暖房設備は実装する必要があるのか。	新定義において「エネルギー計測装置(HEMS)により、～(略)～設備等を制御可能であること。」としており、制御可能な状態を求めることから、必ずしも冷暖房設備を実装する必要はない。
4	P4	3)設備要件 ○蓄電池	蓄電池の要件について、「V2H充放電設備に代えることができる」と記載することを検討いただきたい。	V2H充放電設備の場合、電気自動車等の接続時のみしか蓄電池として利用できず、定置用蓄電池と同等と考えることは困難であるため、要件の見直しは行わない。
5	P4	3)設備要件 ○蓄電池	蓄電池の要件について、「当分の間、蓄電池またはV2H充放電設備対応のパワーコンディショナを設置することで要件を満たすこととする」と記載することを検討いただきたい。	V2H充放電設備対応のパワーコンディショナだけの設置では再生可能エネルギーの自家消費を増加させることは困難であるため、要件の見直しは行わない。
6	P4	3)設備要件 ○蓄電池	GX ZEH+, GX ZEH, Nearly GX ZEHにおいて必須要件とされている蓄電池の導入について、昼間沸き上げに対応した高効率給湯器は再生可能エネルギーの自家消費に資する設備であり、蓄電池と同様の機能を有すると考えることから、初期実効容量5kW以上の条件を検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、蓄電池の初期実効容量5kWh以上という条件を見直し、定置用蓄電池の導入を要件とする。
7	P4	3)設備要件 ○蓄電池	GX ZEH+, GX ZEH, Nearly GX ZEHにおいて必須要件とされている蓄電池の導入について、戸建住宅で家庭用燃料電池が採用された場合は蓄電池の放電機会が減ることが想定されるため、初期実効容量5kW以上の条件を検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、蓄電池の初期実効容量5kWh以上という条件を見直し、定置用蓄電池の導入を要件とする。

番号	資料でのページ	項目	御意見	御意見に対する考え方
8	P4	3)設備要件 ○蓄電池	GX ZEH定義において、多様な再生可能エネルギー自家消費拡大措置を選択できるように検討いただきたい。	安定した自家消費を促すため、蓄電池を設備要件とする。
9	P4	3)設備要件 ○蓄電池	「蓄電池」について、初期実効容量以外に要件があれば、明確化いただきたい。	パブリックコメントを踏まえ、「蓄電池」の設備要件を下記の通り定義する。  ○定置用蓄電池 GX ZEH+、GX ZEH、Nearly GX ZEHとなる戸建住宅を対象に、定置用蓄電池の導入を必須要件とする。 ※ 高度エネルギーマネジメントによって蓄電池の充電量・放電量が制御できること。
10	P6	1)GX ZEH-Mシリーズとは(定性的な定義)	GX ZEH-M Orientedについては多雪地域に建築された住宅または高層(6階建)以上の住宅に限るとされているが、5階建以下の場合でも斜線や日影制限のため、再エネ設置に必要な太陽光パネルを設置する屋根面積が確保できないことがある。そのため、単純な階数規定では無く、屋根面積に対する規定としていただきたい。	現行定義の見直しについて、住宅分野における省エネ性能を高めることが目的であることから、要件見直しは行わない。
11	P6	1)GX ZEH-Mシリーズとは(定性的な定義) GX ZEH-M Oriented	新定義において、「階数」と「階層」の定義を明確にいただきたい。特に、集合住宅においては住宅用途と非住宅用途が混在することから、階層ごとの用途区分による評価方法について明確にいただきたい。	階数は建築物の階を合計した値のことで、階層は住宅部分のみの階数とする。なお、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階は階層に算入しない。
12	P6	1)GX ZEH-Mシリーズとは(定性的な定義) GX ZEH-M Oriented	集合住宅(住棟)のGX ZEH-M Orientedでは、「多雪地域に建築された住宅または高層(6階建)以上の住宅に限る」という対象要件が追加されているが、集合住宅(住戸)のGX ZEH Orientedについては同様の対象要件はないとの理解で問題ないか。	ご意見の通り、集合住宅(住戸)のGX ZEH Orientedについては対象要件はない。
13	P6	1)GX ZEH-Mシリーズとは(定性的な定義) GX ZEH-M Oriented	共用部の機械室・電気室に設置される空調・換気設備については、計算上の負荷比重が大きく、高層マンション等でZEH-M Oriented等を目指す場合、住戸部分の仕様や計画に大きな影響を及ぼす。これらの設備は、建物の特性や居住者の生活維持に必要な機器の保全を目的として設置されるものであることから、当該部分について緩和措置の適用、もしくは評価対象外とすることが出来ないか、ご検討いただきたい。	新定義は、2030年代後半に広く普及することが期待される住宅として要件設定したものであり、義務化の要件ではないことから、当該部分の緩和・評価対象外化は行わない。
14	P7	3)GX ZEH-Mシリーズの判断基準(定量的な定義)	都心の賃貸集合住宅やコンパクトマンションにおいては高効率給湯器の設置は困難とされていることから、コンパクト集合住宅への省エネ規定の見直しを検討いただきたい。	現行定義の見直しについて、住宅分野における省エネ性能を高めることが目的であることから、要件見直しは行わない。

番号	資料でのページ	項目	御意見	御意見に対する考え方
15	P7	3)GX ZEH-Mシリーズの判断基準(定量的な定義)	現行定義の「①当該住棟に含まれる全ての住戸について、強化外皮基準(平成28年省エネルギー基準を満たしたうえで、UA値が一定基準以下)に適合」から変更がなされているが、新定義において、課される要件は住棟単位だけとなり、全ての住戸に関する要件は撤廃されるとの理解で問題ないか。	集合住宅の現行定義と同様、当該住棟に含まれるすべての住戸について、外皮基準を満たすことが必要であるため、定義の記載を見直す。
16	P7	3)GX ZEH-Mシリーズの判断基準(定量的な定義)	GX ZEH Orientedを、太陽光を含めた形で再生可能エネルギー等を含めて一次エネルギー消費量削減率35%とするよう検討いただきたい。	現行定義の見直しについて、住宅分野における省エネ性能を高めることが目的であることから、再生可能エネルギー等を含めて一次エネルギー消費量削減率35%以上とはしない。
17	P8	3)GX ZEH-Mシリーズの判断基準(定量的な定義) GX ZEH-M Oriented	新定義において、GX ZEH-M Oriented対象条件は6階建以上とされているが、他の資料では、現行定義におけるZEH-M Ready(4~5階建)、Nearly ZEH-M(3階建以下)など、目指すべき水準と記載されているものもある。GX ZEH-M Oriented以外は、階数に関する規定は定められていないとの理解で問題ないか。例えば、6階建の物件が、GX ZEH-M ReadyやNearly GX ZEH-Mの基準を満たした場合、取得することは可能か。	GX ZEH-M Orientedは階層については、高層(6層以上)に限るとしているが、GX ZEH-M Oriented以外は階層に関する条件は定めていない。仮に、高層(6層以上)の物件が、GX ZEH-M ReadyやNearly GX ZEH-Mの要件を満たす場合、取得することは可能である。
18	P10	4. その他 1)集合住宅の例外規定	「集合住宅の例外規定」を適用してGX ZEH-Mシリーズと認定された住棟に含まれる断熱等性能等級5の住戸は、GX ZEHシリーズ(住戸)の断熱性能要件(等級6)を満たさないため、GX ZEHシリーズ(住戸)に該当しないとの理解で問題ないか。	ご意見の通り、断熱等性能等級5の住戸についてはGX ZEHシリーズに該当しない。
19	P10	4. その他 1)集合住宅の例外規定	集合住宅の例外措置は、2030年以降も継続するよう検討いただきたい。	現行定義の見直しについて、住宅分野における省エネ性能を高めることが目的であることから、例外措置を2030年以降は継続しない。
20	P10	4. その他 1)集合住宅の例外規定	「なお、全住戸の外皮平均熱貫流率(UA値)の平均値は各住戸の面積を考慮した加重平均値とする。」について、各住戸の面積とはUA値を算定する際の外皮面積であるのか、各住戸の床面積であるのか教えていただきたい。	各住戸の床面積を考慮した加重平均とする。
21	P10	4. その他 2)現行定義の取扱い	現行定義の新規認証と新定義の認証への移行期間は1年間、GX ZEHに対応の住宅性能評価が26年度創設として新定義までの2年間は期間として妥当なのか。移行期間が1年、新定義まで2年としたスケジュールなど根拠を示していただきたい。	現行定義の見直しは、運用開始後に義務がかかるものではなく、移行期間について変更は行わない。
22	P10		2年間の移行期間後に旧規定に対応した案件が、ZEH表示をした場合の罰則はあるか。	現行定義の見直しについて、法令に基づいたものではないことから罰則はない。